

第3回 清瀬市障害者計画・第5期障害福祉計画策定委員会

■ 議事要旨 ■

件 名：第3回 清瀬市障害者計画・第5期障害福祉計画策定委員会

事務局：健康福祉部 障害福祉課障害福祉係

開催場所：中清戸地域市民センター 第1会議室

日 時：平成29年9月29日（金） 午前9時30分～11時40分

出席者：委員9名

（◎植村 英晴、市川 裕二、熊谷 大、小林 克美、
佐藤 和人、長汐道枝、長嶋 潤、永野 敬子、山崎 順子）

欠席者：○田上 明

※ ◎：委員長 ○：副委員長

会議次第

1. 障害者計画 — 基本理念と体系
2. 障害福祉計画（重点施策） — 4期の評価及び5期の設定

審議経過

1. 障害者計画 — 基本理念と体系

事務局より説明

委員 現行の障害者計画策定時からの変化として、障害者権利条約の批准がある。この条約に基づいて障害者差別解消法や障害者基本法の改正があるので、それを明示するために「1. 計画の基本理念」のリード文に「障害者権利条約を批准し」という文言を入れた方がいい。

委員 基本理念を支える 3 つの考え方は、具体的な施策を説明するのではなく、ポイントを絞って簡潔に示したほうが市民に伝わる。
または、具体的な施策に触れるなら表現を簡潔にする工夫が必要だ。

委員長 ここは基本理念を簡潔に明示し、具体的な施策は別の場所で説明したほうが構成として分かりやすい。

委員 34 ページの図について、障害者計画が上にあって、下に第 5 期障害福祉計画があります。2 つの計画は上下関係にあるのか。

委員 障害者計画は障害者基本法に基づく計画で、市の基本的な方針を示す。障害福祉計画は障害者総合支援法に基づく計画で、具体的なサービスの提供について定める。
位置づけとして、より大きな視点で策定する障害者計画が上位計画で、その下に障害福祉計画がある。さらに本年から、児童福祉法によって障害児福祉計画の策定が求められており、障害福祉計画と同等の位置づけとなる。

委員長 各計画が上下関係にあるのか並列関係にあるのか曖昧なところがあるが、それは各計画の所管省庁が内閣府と厚生労働省で異なるという事情もある。

委員 基本理念を支える 3 つの考え方の②に、「誰もが自らの能力を発揮し自己実現できるよう支援する」の「能力」という文言に違和感を覚える。例えば「本人が持っている力」などの表現の方が、障害者総合支援法の理念と親和性が高い。能力という表現だと、高い低いという評価に結びつきやすいと感じる。
何事もできないよりはできたほうがいいというのは当然だが、その考え方ゆえに、できることの少ない障害者が肩身の狭い思いをしている。言葉の捉え方や感性の問題もあるが、能力という表現は障害者を傷つける恐れもあり、再考の余地がある。

委員長 できるだけ多くの方が合意できる表現を目指したい。それと、ノーマライゼーションや共生社会という理念をイメージしやすいかたちに噛み砕きたい。例えばファミリーレストランで働く障害の重い人が、上司や同僚のちょっとした配慮で働きやすくなったケースを聞いたことが

ある。そのようなエピソードを挿入して、抽象的な説明はできるだけ避け、読む人が具体的にイメージできるように工夫したい。現場で障害者への合理的配慮を実践している事業所、団体にエピソードをいただいて、コラムとして載せればわかりやすいと思う。

委員 基本理念「ノーマライゼーションの実現 共生社会の実現に向けて」とあるが、今日では「共生社会の実現」という表現が重視されているので、「共生社会の実現」だけにしたほうが簡潔で適切だと感じる。

委員 基本理念を支える3つの考え方で、①のバリアフリー化の中に③の社会的障壁の除去が入るので、①と③は何が違うのか整理が必要である。色々なことを包含した表現をするならば、考え方を3項目示す必要がなく、1つの説明文でまとめてよい。

委員長 ①は心のバリアフリー化を、③は物理的なバリアフリー化を指していると考えます。分かりやすく簡潔な表現にしたい。

委員 ①が心のバリアフリーで、③にもあらゆる差別の解消とある。③のあらゆる差別の解消を削除するなど、表現を再考してほしい。

委員 共生社会の実現を掲げるのであれば、市民にまず障害について理解してもらう必要がある。理解がないと、日常生活から社会的障壁がなくなる。どのように障害への理解を広げていくのか。

委員 障害者への理解が広まってはいるが、それは福祉施設や法人や行政など普段障害者と接している人たちだけで終わってしまっていると感じる。それを地域に住んでいる人たちにつなげていく何かが必要である。

委員 計画の体系の「理解と交流の促進」の施策として「啓発・交流活動の推進」があるので、そこで具体的にどのように行っていくのかを掘り下げていきたい。

委員 理念の中に、共生社会を目指す、心のバリアフリー化を目指すとあるが、それは行政主体ではなく、地域住民が主体的に目指していかなくてはならない。

委員 障害者が地域住民と接触するのは、何か迷惑をかけてしまった時であることが多い。「ご迷惑をかけてすみません」というやり取の中で、少しずつ障害の特性について個別に理解していただくことが重要な流れである。

また、市民を対象に基本的な講習会を開催し、移動支援の従事者認定を行っており、年間 40 人ぐらいの方たちが移動支援の従事者となっている。従事者が増えるだけでなく、障害を理解している人が増えていくことが共生社会につながっていくと考えている。

実際に障害者と触れ合うことで、障害の特性を理解し、偏見や差別から解放される。清瀬や近隣地域では、そういう人材が育っていると感じている。

委員 事業所としての活動は長年継続しているが、それを地域住民に広げいくためにどうしたらいいか試行錯誤している。

委員 教育の世界でも共生社会の実現を目指している。障害のある児童とない児童が同級生として同じ教室で学ぶ環境であれば、障害のない児童が大人になった時に、障害者に対する偏見や差別の気持ちを持たないはずだ。

障害への理解を進めるきっかけとして、「障害のある方とない方が知り合う機会を増やす」など具体的な言葉を入れると、施策としての具体性が深まると考える。

2. 障害福祉計画（重点施策）－ 4 期の評価及び 5 期の設定

4 期の評価について事務局より説明

委員 重点施策 1 の相談支援事業所の状況について、相談支援体制の充実のためには、計画相談とともに一般相談が非常に重要なので、一般相談の強化についても定期的な評価が必要である。

重点施策 2 に「就労移行支援事業の利用者が増え」とあるが、実際にサービス利用を延長する方はいるのか。

事務局 就労移行支援は、サービス期間が2年と規定されているため、サービスの延長は行っていない。ただ、一度就職をしたあとに退職してしまった方に対しては、再度2年間のサービス支給をしている。

委員 重点施策3について、東京都内をみても、清瀬市ほど学校連携が円滑に進んでいる区市町村は少ないです。子どもの発達支援・交流センターとことこの評価項目に学校との連携について入れることを提案する。

委員長 その点については、第5期計画に盛り込むこととし、学校だけでなく幼稚園なども含めることが望ましい。

委員 重点施策2について、就労移行支援や就労継続支援など就労系サービスに記述が集中している。最近では生活介護などの通所施設が飽和状態にあり、新規利用者が契約しづらい傾向にある。これは特別支援学校卒業生の通所先の問題でもあるため、注視してほしい。

委員長 第4期計画の策定時には、障害者の就労が大きなテーマであったため、このような書き方となっている。当時と現在で状況が変わっている分野もあるので、変化を反映した形で第5期計画を策定したい。

委員 重点施策1について、障害者虐待防止法が施行されて、相談支援の中で虐待ケースを扱うことが可能になった。家庭内での虐待は、どこからが虐待なのか断言することは難しいが、保護者による過度なしつけを防止するために、本人だけでなく保護者・家族への支援が大事だと感じている。精神的カウンセリング的な支援だけでなく、具体的な支援として、緊急一時預かりの体制強化が必要だと感じる。事前のアンケート結果ではそのようなニーズは低かったが、これから保護者が高齢化して、子どもの障害に対応できなくなった時の社会資源は今後も充実させなくてはならない、

青年期の余暇活動についても、財政的な運営が厳しいため、これから事業所が増えるのか疑問である。

これらの、今後必要性が高まる社会資源の拡充についても重点施策に挙げてはどうか。

委員長 アンケート調査の結果だけでは把握しきれないニーズもある。現場の事業者が感じているニーズについても検討は必要である。

5 期の設定について事務局より説明

委員 障害児福祉計画を包含したものとして重要施策 3 に「障害児」という文言を入れているが、具体的にどのような障害児施策をイメージしているのか。

事務局 児童福祉法に基づいた児童発達支援、放課後等デイサービスについて、医療的ケアを必要とする障害児が通える事業所が市内に不足している。医療的ケア児のニーズを満たすことを意識した。

委員 重点施策 1 の相談支援体制について、「制度としての障害者の相談支援体制は整っている」と表現することに違和感がある。計画相談は浸透していても、計画相談の前提となる一般相談こそ真に重要であり、まだまだ充実しているとは言い難い。一般相談に力点を置いた表現に改めることを検討してほしい。

委員 社会福祉法人の地域貢献事業として、清瀬市の社会福祉協議会が中心になって 10 月から相談支援の充実を図っている。清瀬市の社会福祉法人内に相談窓口を設けて、どこに相談が入っても専門のところに繋げるネットワークを構築しているところである。

委員長 相談の場につながってこない人が相当数いることを踏まえ、できるだけ相談しやすい環境をつくることや、自治体としてそういう人を把握することが重要である。

相談につなげやすい仕組みづくりという観点では、例えば障害者団体が自主的に行っているサロンの集まりは、ある種の相談機能を担っており、重要性が高まっていくと考えている。特別相談しようと思わなくても、サロンの交流から顔見知りになることによって、障害を持っている方同士のつながりが相談ネットワークになる。集まれる場所の確保、知り合いになれる場所の用意は重要である。

委員 私は 5 年半前に立ち上げた視覚障害者の当事者グループのサロン活動を毎月行っている。会員制というかたちをとらずに、来たい方はいつでも自由に参加してよいというルールにした。やはり当事者間で話をする、普段出てこない部分の病気の話や困っている話や辛い話が出てきて、お互いに情報交換しながら支え合うような雰囲気は自

然にできている。身体障害者相談員としての活動もサロンの中で行っており、相談活動のひとつとして「ここにつながると支え合うことができますよ」と情報発信している。

委員長 そのような活動、情報交換の中で、障害に関する問題の早期発見・早期解消に結びついたというエピソードを、コラムのために提供していただけないか。

委員 毎月の活動後にブログで記事を書くことはずっと続けているので、活動内容についてはブログを一読いただきたい。この活動を通して障害福祉課につながった例も何例かあるので、エピソードは提供できると思う。

視覚障害は中途障害者が多く、高齢になってから視覚障害になった方などは、障害福祉サービスの仕組みについて全く知らない。福祉サービスを利用しない方であっても、日常的な相談は重要になっていくと感じている。

また、重点施策として「サービスや施策を担う人材育成」を検討してほしい。視覚障害でいえば、同行援護や移動支援に関わるヘルパーが減っており、将来に不安がある。人材確保・人材育成を事業所に任せるのではなく、市として計画的に推進すべきであると思う。

委員長 重点施策に掲げるか、具体的施策に盛り込むか、大きな考えとして説明文で言及するかなど書き方の調整が必要だが、人材育成は今後の重要課題であり、検討に値する。

委員 現在、障害福祉サービスの事業所は増えてきたが、そこで働く人は非正規雇用者が多く、人材育成を難しくしている。福祉の現場は研修が不可欠であるが、低賃金などの理由で頻繁に人が辞めてしまい、人材育成がままならない。雇用や景気の問題もあるため、市だけで解決できることではないが、問題意識は共有していただきたい。

委員 人材育成は広域的に取り組むべきことであり、一市で解決することはできない。しかし清瀬市には福祉・医療系大学があるため、人材確保の観点で市内大学と連携することなどは検討できる。

委員 事業所で人材育成に努めても、雇用情勢がよくなってくると一般企業に転職してしまい、人材が定着しない。また、障害福祉の制度が複

雑化して必要な知識が増えると、それについていけず離職してしまうこともある。

委員長 そのような現状を打破することは容易ではないが、清瀬市は社会福祉施設や法人が多い地域であるため法人間の人事交流なども通じて全体のレベルアップを図ることもできるのではないかと。

委員 人材育成と相談支援体制を兼ねた要望として、地域自立支援協議会の相談支援部会などを活用して、相談支援専門員の意識向上を図っていただきたい。一般相談は給付費にならないので敬遠されがちであるが、一般相談を高く評価しない限り、重点施策 1 は実現しない。

委員長 一般相談を受けるためには、地域社会や市民と向き合わなくてはならない。特に社会福祉法人にはその姿勢が問われている。

委員 身体障害者の入所施設では地域とのつながりを重視しており、地域の方をボランティアとして養成している。ただ手伝ってもらっただけではなく、施設ができた経緯や障害の特性、支援の様子などの情報を提供しながらつながりを育くみ、地域の方たちが集う地域コミュニティの場にしたい。そのような取り組みが共生社会の実現に寄与すると考えている。

委員 共生社会の実現に向けて、社会的障壁はまだあると感じている。障害のない人が共生社会に参画するための施策をこの計画にどのように盛り込めるのか、引き続き考えたい。

その他

次回の開催日程

- 日程調整の末、11月8日（水）午前9時30分から開催決定